

公益認定申請の相談について

1 主務課(実際に申請先となる担当課室)決定手続

公益認定申請に当たり、県の窓口となる主務課(申請先)を決定する必要があります。

下記の関係書類を御持参の上、愛知県総務局総務部法務文書課文書・公益法人グループ(愛知県庁本庁舎1階)^{*}にお越してください。御来室に際して事前に下記まで連絡をお願いします。

※ 連絡先 県庁代表 052-961-2111 内線 2129
直 通 052-954-6022

	関係書類	主な確認事項
1	法人登記の写し【必須】 (登記事項証明書)	①目的 ②主な事業 ③主たる事務所及び従たる事務所
2	定款【必須】	①目的 ②事業内容
3	事業計画書【必須】 (主な事業内容の詳細がわかる資料)	①事業内容の詳細
4	収支予算書【必須】 (損益計算ベースの収支予算数値がわかる資料)	①事業ごとの収支予算数値
5	貸借対照表 (法人設立の日又は前事業年度末)	①法人の財務状況(事業計画及び収支予算の裏付け)

2 主務課決定の連絡

上記の関係書類をもとに、主な確認事項について、簡単に質問させていただき、後日、法務文書課から、決定した主務課(実際に申請先となる課室)について御連絡させていただきます。

この連絡後は、当該主務課との連絡調整等をお願いします。はじめに、主務課に対し新公益法人制度や申請の方法などを御相談ください。

なお、制度の概要については、別に公表されております公益法人インフォメーション(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を御覧ください。